令和5年2月1日 令和5年2月3日

令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会会議録

令和5年2月1日

令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会会議録 (第1号)

令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会会議録(第1号)

議事日程第1号

令和5年2月1日(水曜日)午後1時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 経営方針
- 第4 提案理由の説明
- 第5 第1号議案 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第6 第2号議案 石巻地方広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第7 第3号議案 石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例
- 第8 第4号議案 石巻地方広域水道企業団条例の読点の表記を改める条例
- 第9 第5号議案 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正す る条例
- 第10 第6号議案 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正す る条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第11 第7号議案 石巻地方広域水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改 正する条例
- 第12 第8号議案 令和5年度石巻地方広域水道企業団予算
- 第13 第9号議案 令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算(第3号)
- 第14 議会案第1号 石巻地方広域水道企業団議会個人情報保護条例
- 第15 議会案第2号 石巻地方広域水道企業団議会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則
- 第16 議会案第3号 石巻地方広域水道企業団議会会議規則の読点の表記を改める規則 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番 齋藤澄子議員 2番 谷 祐輔議員

3番 勝又和宣議員 4番 早川俊弘議員

5番 星 雅俊議員 6番 我妻久美子議員

7番 楯 石 光 弘 議員 8番 阿 部 久 一 議員

9番 櫻田誠子議員 10番 後藤兼位議員

11番 五野井 敏 夫 議員 12番 長谷川 博 議員

13番 安倍太郎議員 14番 大橋博之議員

15番 小野幸男議員

欠席議員 (なし)

欠員(なし)

説明のため出席した者

齋藤正美 企業長 尾形 渉事務局長

理 事 兼 佐 藤 義 浩 事務局次長兼 木 村 剛 技 術 次 長 経営企画課長

髙橋 壯 之 参 事 兼 佐久間 賢 悦 技 術 参 事 兼 総 務 課 長

本 木 雅 治 建 設 課 長 吉 田 秀 彦 技 術 参 事 兼 施設管理課長

大澤照樹 技術参事兼 落合 徹 北部地区管理 事務所長

末 永 光 浩 工 事 検 査 監 相 澤 英 彦 経営企画課長

経営企画課 吉田克也 主 幹 兼

財務係長

事務局職員出席者

小山敏夫 議会事務局長 千葉 修 議会事務局長

議会事務局 主 幹 兼 議 事 係 長 ______

午後1時30分開会

○議長(安倍太郎議員) ただいまから令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例 会を開会いたします。

午後1時30分開議

○議長(安倍太郎議員) 直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員はございません。

本日の議事は、日程第1号をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(安倍太郎議員) 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第114条の規定により、8番、阿部久一議員、9番、櫻田誠子議員、以上2名の議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長(安倍太郎議員) 次に、日程第2会期の決定を行います。

お諮りいたします。

今期議会の会期は、本日から2月3日までの3日間にしたいと思います。これに御異議 ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から2月3日までの3日間と決定いたしました。

諸般の報告

〇議長(安倍太郎議員) 次に、監査委員より、地方自治法第199条第9項の規定に基づく定期監査1件及び同法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果の2件の報告をお手元に配布いたしておりますので、御査収願います。

日程第3 経営方針

○議長(安倍太郎議員) 次に、日程第3経営方針であります。

企業長より、経営方針に関し発言の申し出がありますので、これを許します。 企業長。

[齋藤正美企業長登壇]

○齋藤正美企業長 皆さん、こんにちは。

令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会の開会に当たり、令和5年度の経営 方針を申し上げ、議員各位並びに水道使用者の皆様へ御理解と御協力をお願いするもので あります。

東日本大震災から3月11日で丸12年を迎えます。当企業団における水道施設等の災害復旧事業につきましては、令和5年度に舗装復旧工事を残すのみとなり、完了が目前となっております。

当企業団を取り巻く状況でございますが、給水人口、水道使用量は、共に前年度に引き続き減少しております。今後においても、総体的には大幅な需要増加が見込まれず、支出においては、ウクライナ情勢や原油高、不安定な為替相場等の影響により、主に動力費や薬品費に大幅な支出増が見込まれ、令和2年から続くコロナ禍の影響による不透明感も加わりまして、厳しい経営環境は令和5年度も続くものと思われます。

こうした状況ではありますが、将来の更新需要と更新に係る財源の確保を明確にし、住 民福祉の向上と経営の健全化を維持していくため、29年ぶりの水道料金改定となります石 巻地方広域水道企業団給水条例の改正議案を昨年の第3回定例会で可決いただきました。

本年6月調定分からの水道料金改定となりますが、将来にわたり安定した水道水を持続的に供給するための経営基盤の強化と更新事業に係る財源の確保が図られますことから、 老朽化した施設の更新、地震災害や突発的な事故等に備えるための施設や管路の耐震化、 強靱化に向けて邁進してまいりたいと存じます。

さて、令和5年度の予算措置につきましては、当企業団の水道ビジョンにおける基本方針であります安全、強靱及び持続に基づく3つの施策目標により各種事業を実施するものといたしました。

初めに、施策目標「安心して使われる水道水」につきまして御説明を申し上げます。

安心して使われる水道水のため、水道法に基づく水質検査のみならず、独自検査及び放射性物質に関する検査も継続実施するなど水質管理に努めてまいります。

また、従前から行っております貯水槽設置者への法令等に基づく点検や清掃等に関する周知並びに鉛製給水管使用者への個別周知についても継続して実施してまいります。

次に、施策目標「災害に強い水道」につきまして御説明を申し上げます。

災害時はもちろん、非常時にも水道水を安定して供給できるよう、老朽した管路の更新 について耐震化を図りながら推進してまいります。

施設の耐震化につきましても計画的に進めており、湊配水場の耐震化工事を令和3年度 から4か年計画で実施しているところであり、加えて、令和5年度では大塩配水場の耐震 化工事も予定しているところであります。

また、水道事業は、国が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、ほかのライフラインと同様に、国民の安定的な生活の確保の観点から事業継続を要請されており、職員の新型コロナウイルス感染によって浄水場が停止するといった事態に陥らないよう、浄水場の交替制勤務については特別なシフトを継続しています。

最後に、施策目標「持続可能な水道事業経営」につきまして御説明を申し上げます。

漏水防止対策事業としては、令和4年度から令和8年度を計画期間とする第9次漏水防止対策基本計画に基づき、水資源の有効利用、経費の削減及び環境負荷の軽減を目指し、 基礎的対策、対症療法的対策、予防的対策の3つの漏水防止対策を推進してまいります。

加えて、令和2年4月1日から、新型コロナウイルス感染症の影響で経済的な事情により水道料金のお支払いが困難な方に対し、機械的に給水を停止することなく、下水道使用料と併せ支払猶予措置を実施しておりますが、この措置も構成市と連携して継続してまいります。

また、水道料金及び下水道使用料を納入通知書でお支払いいただいているお客様の利便性向上を図るため、スマートフォン決済を導入することとし、本年4月の利用開始をめどに各種手続を進めてまいります。

以上が令和5年度の経営方針であります。

安心安全な水道水を将来にわたって安定して供給できるよう、職員一丸となって努力してまいりますので、議員各位並びに水道使用者の皆様には、一層の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長(安倍太郎議員) ただいまの経営方針に対する質疑は、2月3日の第8号議案令和5年度石巻地方広域水道企業団予算の議案審議の際に行います。

日程第4 提案理由の説明

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第4提案理由の説明であります。

企業長より提案理由の説明を求めます。

企業長。

[齋藤正美企業長登壇]

○齋藤正美企業長 提案理由の説明を申し上げます。

本日ここに、令和5年石巻地方広域水道企業団第1回定例会に諸案件を提出するに当たり、その概要を申し上げ、議員各位の御賛同を賜りたいと存じます。

初めに、令和5年度石巻地方広域水道企業団予算の概要について御説明申し上げます。

本年度の予算編成に当たりましては、東日本大震災に伴う復旧復興関連事業、旧簡易水道統合施設整備事業及び既存施設の更新に係る改良事業に重点を置くほか、新たに災害に強い水道施設の構築を図るため、須江山系導水管路耐震化事業及び水道施設耐震化事業を加え、将来に向け安全な水道水を持続して安定的に供給するための体制の確立と経営の効率化を目指し、編成したところであります。

それでは、収益的収入及び支出についての概要を申し上げます。

水道事業の主たる収入である水道料金を含む収益的収入につきましては、73億4,833万6,000円と予定したところであります。これは、令和4年度予算額と比較しますと7億2,699万4,000円、率にして10.98%の増加となります。収益的支出につきましては、施設の維持管理に係る必要最小限の費用を予定した結果、65億3,928万9,000円と予定したところであります。これは、令和4年度予算額と比較しますと2億2,414万8,000円、率にして3.55%の増加となります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、災害復旧事業費を含む資本的支出に39億7,912万5,000円を予定し、国庫補助金などを財源とした資本的収入に14億9,974万3,000円を予定した結果、資本的収支不足額は24億7,938万2,000円を計上しますが、その全額を損益勘定留保資金などで補塡する予定としております。

以上が令和5年度予算の概要であります。

水道事業を取り巻く環境におきましては、給水人口の減少や新型コロナウイルス感染症 の影響による地域経済の低迷により、大変厳しい経営環境が今後も続くと予想されます。

この困難な時期を乗り越えるため、職員一丸となって事業に取り組んでまいる所存でありますので、議員各位の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、本日は、第1号議案として、当企業団も組織する団体となっております宮城県市町村職員退職手当組合の団体である白石市外二町組合が令和5年3月31日限りで解散し、脱退することに伴いまして、宮城県市町村職員退職手当組合の規約を変更する必要が生じることから、地方自治法の規定に基づき宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更をしようとするもののほか、第2号議案として、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、現行の石巻地方広域水道企業団個人情報保護条例を廃止し、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定する石巻地方広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例を新たに制定しようとするもの、第3号議案として、個人情報の保護に関する法律が改正され、石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会の設置等に関し、改正法の趣旨に則し、石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例を改正しようとするもの、第4号議案として、国の文化審議会が示した公用文作成の考え方の中で、読点には「、」を用いることを原則とされたことを踏まえ、石巻地方広域水道企

業団条例の読点の表記を改める条例により、石巻地方広域水道企業団条例で読点として用 いている「,」を「、」に改めようとするもの、第5号議案、第6号議案として、令和3 年6月11日付けで国が公布した地方公務員法の一部を改正する法律に基づき、国家公務員 に準じて地方公務員の定年年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを踏まえ、石巻 地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正しようとするもの及び石巻地 方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例 の整備に関する条例により整備をしようとするもの、第7号議案として、職員の服務の宣 誓に関する政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、石巻地方広域水道企業団 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正しようとするもの、加えて、第9号議案とし て、令和4年度の人事院勧告により国家公務員給与の改定に関する勧告がなされ、石巻地 方広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正したことに伴う給与関係費の補 正と、その他の建設改良事業の見直しなどに伴い、関連予算を変更しようとする令和4年 度石巻地方広域水道企業団補正予算(第3号)につきまして御提案申し上げておりますが、 各議案の詳細につきましては、後ほど事務局長から御説明申し上げますので、よろしく御 審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。 以上であります。

○議長(安倍太郎議員) ただいまの提案理由に対する質疑は、2月3日の議案審議の際 に行います。

日程第5 第1号議案 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

口性第3 第1号職業 呂城宗川町村職員巡戦十三祖口規制の変更について

○議長(安倍太郎議員) 次に、日程第5第1号議案宮城県市町村職員退職手当組合規約 の変更についてを議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔尾形 渉事務局長登壇〕

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第1号議案宮城県市町村職員退職手当組合 規約の変更について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の1ページから2ページ、併せまして表紙番号4、議案参考資料の 1ページ、第1号議案宮城県市町村職員退職手当組合規約新旧対照表をごらん願います。

本議案は、当企業団も組織する団体であります宮城県市町村職員退職手当組合、これ以降「退職手当組合」と申しますが、退職手当組合規約の変更をする必要が生じ、その内容につきまして企業団議会の議決を要することから、議員皆様の御承認を賜りたいものであります。

本議案の具体的な内容といたしましては、退職手当組合の組織する団体の一つであります白石市外二町組合、これ以降「組合」と申しますが、令和5年4月1日から公設民営化するため解散する議案を可決したことに伴い、令和5年3月31日限りで組合を解散し、退職手当組合から脱退することから、退職手当組合を組織する地方公共団体の数が減少することに伴い、退職手当組合規約の変更を行う必要が生じたものであります。

また、退職手当組合負担金条例の規定に基づき、組合が令和5年3月31日までに退職手当組合に納付した負担金の総額と、同日までに退職した組合職員に支給した退職手当の総額との差額につきまして、組合の解散に伴う財産処分の協議に基づき、組合規約に規定する持分の割合により、白石市が86.7%を、蔵王町が8%を、七ヶ宿町が5.3%を脱退清算負担金として納付しようとするものであります。

一部事務組合の規約の変更は、地方自治法第290条第1項により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされており、当企業団も組織する団体として企業団議会の承認を必要とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第1号議案の説明といたします。

○議長(安倍太郎議員) 本案に対する質疑は、2月3日の議案審議の際に行います。

日程第6 第2号議案 石巻地方広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行 条例

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第6第2号議案石巻地方広域水道企業団個人情報の 保護に関する法律施行条例を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

[尾形 渉事務局長登壇]

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第2号議案石巻地方広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の3ページから5ページをごらん願います。

本議案は、令和3年5月にデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、これまで独自の個人情報保護条例を制定していた地方自治体に、個人情報の保護に関する法律、これ以降「法」と申しますが、この法が全国共通ルールとして令和5年4月から一律に適用されることから、現行の石巻地方広域水道企業団個人情報保護条例、これ以降「個人情報保護条例」と申しますが、この条例を廃止するとともに、法で委任された事項及び条例で定めることが認められた事項を規定するため、本条例の制定案を

御提案申し上げるものであります。

以下、条文に従い御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨を説明しようとするもので、法の施行に関して必要な事項を定めることを示すものであります。

第2条は、条例で使用する用語の定義について定めようとするものであります。

第1項は、実施機関として企業長と監査委員を定めようとするものであります。

第2項は、本条例において使用する用語は、法で使用する用語の例によることについて 定めようとするものであります。

第3条は、開示決定等の期限について定めようとするものであります。

第1項は、条例に規定することにより、開示決定等を行う期限を法で定める30日より短い日数とすることが可能であることから、これまでの個人情報保護制度や情報公開制度との整合性を図り、現行と同様の日数となるよう開示決定等の期限を短縮し、請求のあった日から14日以内とする旨を定めようとするものであります。

第2項は、事務処理上の困難などを理由とした開示決定等の期限の延長について、法で 定める30日以内と定めようとするものであります。

第4条は、開示決定等の期限の特例について定めようとするものでありまして、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるなどの理由により、延長期間を含めても事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合の期限に関する特例について定めるとともに、その場合には、第1号の「理由」及び第2号の「残りの保有個人情報の開示期限」について通知しなければならない旨を併せて定めようとするものであります。

第5条は、開示等に要する費用負担について定めようとするものであります。

第1項は、現行の個人情報保護条例及び情報公開条例との整合性を図り、従前どおり手数料を無料とする旨を定めようとするものであります。

第2項は、複写代や郵送料等、開示の実施に要する実費相当分の費用を開示請求者に負担いただく旨を定めようとするものであります。

第6条及び第7条は、訂正決定等の期限と特例について定めようとするものであります。 期限に関する考え方につきましては、第3条及び第4条の開示請求等と同様となるもので あります。

第8条及び第9条は、利用停止決定等の期限と特例について定めようとするものであります。期限に関する考え方につきましては、第3条及び第4条の開示請求等、第6条及び第7条の訂正決定等と同様となるものであります。

第10条は、石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる事項を定めようとするものであります。

第1号は、本条例を改正または廃止しようとする際に、その内容を諮問できる旨を定めようとするものであります。

第2号は、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置の基準を定めようとする際、又は個人番号の適切な管理のために必要な措置の基準を定めようとする際に、その内容を諮問できる旨を定めようとするものであります。

第3号は、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする際に、その内容を諮問できる旨を定めようとするものであります。

附則第1条は、本条例の施行日を令和5年4月1日に定めようとするものであります。 附則第2条は、法の改正内容が直接地方公共団体に適用され、本条例が制定されること に伴い、現行の個人情報保護条例を廃止することについて定めようとするものであります。 附則第3条は、現行の個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置について定めようとする ものであります。

第1項から第3項は、本条例の施行の目前に、廃止前の個人情報保護条例の規定による職務上知り得た個人情報の取扱いについて、この条例の施行後も、なお従前の例によるものとして、当該個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない旨を、実施機関の職員、派遣労働者及び委託を受けた事業者等に義務付ける旨を規定しようとするものであります。

第4項は、本条例の施行の日前に、廃止前の個人情報保護条例の規定による請求がされた場合における開示、訂正及び利用停止の取扱いについて、従前の例により取り扱う旨を 定めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第2号議案の説明と いたします。

○議長(安倍太郎議員) 本案に対する質疑は、2月3日の議案審議の際に行います。

日程第7 第3号議案 石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条 例

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第7第3号議案石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔尾形 渉事務局長登壇〕

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第3号議案石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の6ページから10ページ、併せまして表紙番号4、議案参考資料の2ページ、第3号議案石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表をごらん願います。

本議案は、個人情報の保護に関する法律、これ以降「法」と申し上げますが、この法改正に伴い、現行の石巻地方広域水道企業団個人情報保護条例を廃止し、新たに石巻地方広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例、これ以降「法施行条例」と申し上げますが、この条例を制定することから、石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会、これ以降「審査会」と申し上げますが、この設置や所掌事務等に関して、改正法の趣旨に則した整備を行うとともに、新たに審査会委員の守秘義務違反に対する罰則規定を設けるため、現行条例の全部改正案を御提案申し上げるものであります。

以下、条文に従い御説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を説明しようとするもので、本条例が、審査会の設置及び組織運営等についての基本的事項について定めることを示すものであります。

第2条は、石巻地方広域水道企業団情報公開条例、これ以降「情報公開条例」と申し上げますが、この条例及び法に基づく諮問に対し、調査審議するための機関として審査会を設置することを定めようとするものであります。

第3条は、本条例における用語の意義を定めようとするものであります。

第1号は、諮問庁について定めようとするもので、アでは、情報公開条例に基づく実施機関として、情報公開条例第13条第1項に規定する実施機関であります企業長、監査委員及び議会を、イでは、法施行条例に基づく実施機関として、制定を予定しております法施行条例第2条第1項に規定する実施機関であります企業長及び監査委員を区分の上、定めようとするものであります。

第2号は、公文書の意義について、情報公開条例第2条第2号に定義される旨を定めようとするものであります。

第3号は、保有個人情報の意義について、法第60条第1項に定義される旨を定めようと するものであります。

第4条は、審査会が所掌の上、調査審議する事項について定めようとするものであります。

第1号は、情報公開制度の開示決定等に関し、審査請求があった場合における情報公開 条例の規定に基づく諮問審議について定めようとするものであります。

第2号は、情報公開制度の運用に関する事項についての実施機関から諮問審議について 定めようとするものであります。

第3号は、個人情報保護制度の開示決定等に関し、法の規定に基づく審査請求があった

場合における諮問審議について定めようとするものであります。

第4号は、個人情報保護制度の適切な取扱いの確保に関する事項について、制定を予定する法施行条例第10条に基づき諮問できると規定される諮問審議について定めようとするものであります。

第5号は、特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項の諮問審議について定めようと するものであります。

第5条は、審査会の組織について、現行どおり委員5人以内で組織する旨を定めようと するものであります。

第6条は、審査会委員に関して定めようとするものであります。

第1項は、優れた識見を有する者のうちから企業長が委嘱する旨を、第2項及び第3項は、任期については委嘱の日から2年とし、再任は妨げないこと、任期中に委員が欠けた場合に後任を選任する際は、その後任委員の任期は前任委員の残任期間とする旨を、第4項は、委員の守秘義務について明文化し、退任後も同様の義務を課すことを定めようとするものであります。

第7条は、審査会の会長及び副会長について定めようとするものであります。

第1項は、会長及び副会長の選定方法について、委員の互選方法により選任する旨を、 第2項は、会長が審査会を代表して会務を総理する旨を、第3項は、副会長が会長を補佐 し、会長に事故等があるときは、その職務を代理することについて定めようとするもので あります。

第8条は、審査会の会議と議事について定めようとするものであります。

第1項は、会長が会議を招集し、その議長となる旨を、第2項は、会議の開催には委員 半数以上の出席を要する旨を、第3項は、議事については出席委員の半数で決する旨及び 可否同数の場合は議長の決するところによる旨を定めようとするものであります。

第9条は、実施機関から諮問された審査請求に係る事件についての審査会の調査権限に ついて定めようとするものであります。

第1項は、事件の審査に当たり、審査会委員が当該公文書又は保有個人情報を実際に見分しなければ各実施機関が行った不開示決定等の適否について迅速かつ適切な判断ができない場合に、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができることを、また、何人も審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない旨を定めようとするものであります。

第2項は、諮問庁は、審査会から求めのあった際には、公文書又は保有個人情報について必ず提示しなければならない旨を定めようとするものであります。

第3項は、審査会の審議に際し、分類、整理した資料の作成を諮問庁に求めることがで

きる旨を定めようとするものであります。

第4項は、事件に関し迅速かつ適正な判断をするために、審査会が審査請求人、参加人、 諮問庁の出席を求め、その意見や説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることが できる旨を定めようとするものであります。

第10条は、審査請求人等に対する口頭による意見陳述の機会の付与について定めようと するものであります。

第1項は、審査会は、原則としてこれに応ずること及び必要がない場合は応じないこと が可能である旨を定めようとするものであります。

第2項は、審査会の承認を得た上で、口頭による意見陳述の際に、補佐人の出席を可能 とする旨を定めようとするものであります。

第11条は、審査請求人等が意見等の提出権を有する旨と、その提出について一定の制限 を課すことを定めようとするものであります。

第12条は、審査会に提出された意見書又は資料の内容が分からなければ、当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等が適切な反論等を行うことができないことから、審査請求人等から提出された意見書又は資料について、送付や閲覧を求めることができることを定めようとするものであります。

第1項は、提出された意見書又は資料に関する審査請求人等への送付について定めると ともに、第三者の利益を害するおそれがあるなどの理由がある場合は除かれる旨を定めよ うとするものであります。

第2項は、審査請求人等が審査会に対して、提出された意見書や資料の閲覧を求めることができる旨を定めるとともに、第三者の利益を害するおそれがあるなどの理由がある場合は除かれる旨を定めようとするものであります。

第3項は、意見書や資料の送付又は閲覧に関し、審査会が必要ないと認めるときを除いて、提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない旨を定めようとするものであります。

第4項は、第2項の規定により、意見書又は資料を閲覧に供する場合には、審査審議に 支障が生じないよう、その日時及び場所を指定することができる旨を定めようとするもの であります。

第13条は、審査請求の審査審議の手続について、秘密性のある公文書や個人情報を取り 扱う審査会の性格から非公開とする旨を定めようとするものであります。

第14条は、審査会が審査請求に係る諮問に対して答申した場合について、審査請求人及 び参加人に対しては、答申書の写しを送付する旨定めるとともに、答申内容について公表 する旨を定めようとするものであります。 第15条は、審査会が行う審査請求以外の調査審査の際に、必要に応じた協力を依頼する ことができる旨を定めようとするものであります。

第1項は、審査会が諮問庁に対して、必要とされる資料の提出や説明等を求めることができる旨を定めようとするものであります。

第2項は、審査会が必要に応じて、諮問庁以外の関係者に対しても必要とされる協力を 依頼することができる旨を定めようとするものであります。

第16条は、審査会の運営に関し、必要な事項の規則への委任について定めようとするものであります。

第17条は、審査会委員の守秘義務違反に対する罰則について定めようとするものであります。

罰則の規定内容については、情報公開・個人情報保護審査会設置法第18条の規定の範囲 内で1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を規定するものであります。

第1項は、規定を違反して秘密を漏らした者への罰則を定めようとするものであります。 第2項は、第1項の罰則規定が企業団の構成市の区域外においても適用される旨を定め ようとするものであります。

なお、罰則の定めについては、検察庁との事前協議を実施し、令和4年12月19日に承諾 文書を受理しているところであります。

附則第1条は、本条例の施行日を令和5年4月1日に定めようとするものであります。 附則第2条は、本条例の全部改正に伴う経過措置について定めようとするものでありま す。

第1項は、施行前の条例に基づき委嘱された委員に関して、施行後の条例で規定する委員として委嘱されたものとみなす旨を定めようとするものであります。

第2項は、第1項の規定により、施行後の条例で委嘱されたものとみなされる委員の任期に関して、施行前の条例に基づき委嘱された委員の残任期間とする旨を定めようとするものであります。

第3項は、施行前の条例に基づき諮問され、調査審議を終えていない審査請求に関して、 施行後の条例で規定する審査会に諮問されたものとみなす旨を定めようとするものであり ます。

第4項は、廃止前の石巻地方広域水道企業団個人情報保護条例に基づき行われた調査審議について、法施行条例で規定する所掌事務への該当が認められるものについては、引き続き審査会が調査審議する旨を定めようとするものであります。

第5項は、施行前の条例に基づく委員の守秘義務については、施行後においても従前の 例による旨を定めようとするものであります。 附則第3条は、情報公開条例の一部について、この条例の全部改正に伴い必要となる所要の改正について、表紙番号4、議案参考資料2ページの新旧対照表のとおり整備する旨を定めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第3号議案の説明といたします。

○議長(安倍太郎議員) 本案に対する質疑は、2月3日の議案審議の際に行います。

日程第8 第4号議案 石巻地方広域水道企業団条例の読点の表記を改める条例 〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第8第4号議案石巻地方広域水道企業団条例の読点 の表記を改める条例を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

[尾形 渉事務局長登壇]

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第4号議案石巻地方広域水道企業団条例の 読点の表記を改める条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の11ページをごらん願います。

本議案は、文化庁の文化審議会により示された公用文作成の考え方が、現代社会における公用文作成の手引としてふさわしい旨の通知が令和4年1月11日付け、内閣府官房長官より発出されました。その中において、読点には「、」を用いることを原則とするとされたことから、今般、石巻地方広域水道企業団条例においても、読点として用いている「、」を「、」に改めようとするものであります。

第1条では、この条例施行の際に存する石巻地方広域水道企業団の条例に対し、使用する読点を「,」から「、」に改正するためのものであります。

第2条については、委任に関する規定であります。

次に、附則第1項は、施行日を令和5年4月1日としようとするものであり、附則第2項では、読点を「,」に定めた石巻地方広域水道企業団条例を左横書きに改正する条例 (平成14年石広水条例第3号)を廃止しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第4号議案の説明といたします。

〇議長(安倍太郎議員) 本案に対する質疑は、2月3日の議案審議の際に行います。

日程第9 第5号議案 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部 を改正する条例 ○議長(安倍太郎議員) 次に、日程第9第5号議案石巻地方広域水道企業団職員の定年 等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

[尾形 渉事務局長登壇]

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第5号議案石巻地方広域水道企業団職員の 定年等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の12ページから20ページ、併せまして表紙番号4、議案参考資料の3ページから16ページ、第5号議案石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

本議案は、石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

この一部改正につきましては、地方公務員の定年年齢を現行の60年から段階的に65年に引き上げる旨の法律であります地方公務員法の一部を改正する法律が、国において令和3年6月11日付けで公布され、令和5年4月1日から施行されることになったところであります。定年年齢の引上げにつきましては、各自治体におきまして必要な措置を講じることを求められているものであり、当企業団におきましても同様の取扱いとすべく、条例等の改正等を行おうとするものであります。

それでは、条文の改正部分について御説明申し上げます。

まず、本条例について、国の取扱いに準じて章建てとし、題名の次に新たに目次を設けるものであります。

次に、目次の次に第1章を総則として定め、同章に第1条として、地方公務員法の一部を改正する法律、それ以降より「改正法」と申し上げますが、改正法により当企業団の条例で定めることを趣旨として定めたものであります。

次に、第1条の次に、第2章として定年制度について定める旨を章として定めたものであります。

次に、第3条は、これまで60年であった定年年齢を原則65年と定めるものであります。 なお、定年年齢は、10年をかけて2年に1歳ずつ段階的に引き上げますが、段階的に引き上げる規定は、附則において経過措置を定めるところであります。

次に、第4条は、定年退職の特例について定めるものであります。特例とは、定年退職 すべき年齢となった者を延長して任用するものであります。

次に、これまで5条建てだった本則に新たに3章を加えるものであり、第3章を管理監督職勤務上限年齢制とし、いわゆる役職定年について定めるものであります。

次に、第3章の第6条は、役職定年の対象となる管理監督職について定義するものであり、当企業団におきましては、石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条に定める管理職手当支給対象職員が該当する旨を規定するものであります。

次に、第7条は、役職定年が適用される年齢を定める規定であります。国家公務員と同様に原則60年とするものであります。

次に、第8条は、役職定年を行うに当たっては遵守すべき基準を定める規定であります。 第1号は、人事評価結果や勤務状況、経験等に基づき、適性を有する職に降任等を行う こと、第2号は、降任等をする場合の職は、非管理職の上位の職にすること、第3号は、 管理監督職でも上位の職と下位の職が同時に役職定年となる場合は、下位だった管理監督 職の者が役職定年後に上位にならないように定めるものであります。

次に、第9条は、役職定年の特例を定める規定であります。

第1項では、任命権者が各号に掲げる理由があると認めるときは、1年以内の期間で引き続いてその管理監督職に就かせることができるとする規定であります。

また、第2項では、特例で管理監督職の他の職への降任異動を延長した職員について、 企業長の承認を得た上で、さらに1年以内の期間で延長できるものとし、最長で3年まで とする旨を規定するものであります。

次に、第10条は、第9条の規定により、その管理監督職の他の職への降任異動を延長する場合は、あらかじめ本人の同意を得る必要がある旨、定めるものであります。

次に、第11条は、特例である他の職への降任異動の延長について、その事由がなくなった場合の措置について定めるものであり、特例となる事情が解消されるなどした場合には、 速やかに他の役職定年職員と同様に降任等を行うよう定めるものであります。

次に、第11条の次に、第4章として定年前再任用短時間勤務制について定める章とし、 第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用について定めるものであります。60年に達 した日以後、定年前に退職した者を再任用職員として短時間勤務の職に採用することがで きるとする規定であります。従来の再任用制度のように、1年以内の任期で更新制であっ た内容と異なり、定年前再任用の日からその定年退職日までが任期となる内容とするもの であります。

次に、第13条は、構成する団体との間で、定年前再任用短時間勤務職員を相互間で任用で できる旨を規定するものであります。

次に、第13条の次に、第5章として雑則とし、本則の最後となる第14条は、条例の実施 に関して必要な事項について規則に委任する旨を定めるものであります。

続きまして、附則の改正であります。

今回の改正は、定年の取扱いに関する規定が多岐にわたることから、経過措置の取扱い

を附則で定めるものであり、附則第3項は、本則の第3条で65年と規定した定年年齢の経過措置について定めるものであります。

次に、附則第4項は、情報提供、意思確認に関する規定であります。これは、定年年齢60年以降の任用や給与、退職手当の制度等についてあらかじめ情報を提供し、該当職員の引き続きの常勤職員の希望や、一旦退職した上で定年前再任用短時間勤務の希望、若しくは退職の意思の表明、確認を努める旨を定めるものであります。

次に、一部改正附則として、附則第1条は、施行期日を定める規定であり、令和5年4月1日施行となりますが、令和4年度において情報提供、意思確認を行う必要がある附則第11条の規定のみ、公布の日から施行するものであります。

次に、附則第2条は、勤務延長に関する経過措置であります。施行日前、または定年の 段階的引上げ期間中に勤務の延長を行っている職員の取扱いについて規定するものであり ます。

次に、附則第3条から第6条までにつきましては、定年退職者等の再任用に関する経過措置の規定であり、暫定再任用に関する経過措置の規定であります。暫定再任用とは、定年退職した者で65年までの間におきまして、選考により、現行の再任用制度と同様に1年以内の任期で再任用職員となる制度であります。

附則第3条は、この暫定再任用職員を常時勤務として採用することができる旨を規定するものであります。また、65年に達する年度まで1年ずつ更新することができるものであり、その際には、事前に本人の同意を得ることを要することとなる旨を定めるものであります。また、現行の再任用職員も、この暫定再任用として取り扱うものであります。

附則第4条は、一部事務組合と構成する自治体等の間の暫定再任用に係る規定であります。任期等の取扱いは附則第3条と同様でありますが、相互間で任用する旨について定めるものであります。

附則第5条は、附則第3条と同様でありますが、短時間勤務の暫定再任用職員として採用することができる旨を規定するものであります。

附則第6条は、附則第4条と同様でありますが、短時間勤務の暫定再任用職員として採用できる旨を規定するものであります。

附則第7条は、暫定再任用職員は選考による旨を定める規定であります。

附則第8条は、短時間勤務の職に任用することができる者について、定年前再任用及び 暫定再任用の双方に任用できる旨、定めるものであります。

附則第9条は、施行日以後、退職者の暫定再任用は、その職に係る定年年齢に達している者を対象としておりますが、定年が引き上がる日においては、一旦定年年齢に達していた者が再び定年年齢未満になってしまうことがあるため、これらの者について、基準日以

後も定年に達しているものとみなすものであります。

附則第10条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置であります。定年の段階的引上げ期間中においては、定年前再任用短時間勤務職員の任期満了時点で再び定年前となる場合があり、その場合は、改めての定年前再任用短時間勤務職員に採用することができないことを規定するものであります。

附則第11条は、令和5年度に60年に達する職員に対しまして、令和4年度中に情報提供、 意思確認を行う必要があることから、その旨を定めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第5号議案の説明と いたします。

○議長(安倍太郎議員) 本案に対する質疑は、2月3日の議案審議の際に行います。

日程第10 第6号議案 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第10第6号議案石巻地方広域水道企業団職員の定年 等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題と いたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔尾形 渉事務局長登壇〕

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第6号議案石巻地方広域水道企業団職員の 定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につ いて御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の21ページから22ページ、併せまして表紙番号4、議案参考資料の17ページから19ページ、第6号議案石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例新旧対照表をごらん願います。表紙番号1と4でございます。

本議案は、第5号議案で上程させていただきました石巻地方広域水道企業団職員の定年 等に関する条例の一部改正に関係する条例について改正しようとするものであります。

本条例につきましては、石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例に関係する 6つの条例の改正について、複雑な改正となった一部改正条例とは別に、整備条例として 別途上程させていただくものであります。

それでは、条文の改正部分について御説明申し上げます。

第1条は、石巻地方広域水道企業団職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正であります。同条例第1条において、「降給」の文言を追加し、併せて定年引上げに伴う降給と区別する旨を定め、また、附則による経過措置について規定するものであります。

次に、第2条は、石巻地方広域水道企業団職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正であります。同条例第3条において、減給に係る基準日の設定及び規定の額を超えた場合の取扱いについて定めるものであります。

次に、第3条は、石巻地方広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。同条例第2条及び第7条において、役職定年の特例により管理監督職を延長している職員については、育児休業又は育児短時間勤務の取扱いができないものとして規定するものであります。

次に、第4条は、石巻地方広域水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。同条例第2条及び第22条におきましては、これまで地方公務員法第28条の5及び第28条の6により規定しておりました定年退職者の再任用につきまして、地方公務員法の改正に伴い、条項が削除され、新たに地方公務員法第22条の4第1項及び第22条の5第2項に定年前再任用短時間勤務職員の規定として改正されたことから、文言の整理を行うものであります。

次に、第5条は、石巻地方広域水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。同条例第3条において、前条同様に文言の整理を行うものであります。

最後に、第6条は、石巻地方広域水道企業団職員の再任用に関する条例の廃止であります。定年前再任用短時間勤務職員等に係る規則を別途制定することから、当該条例を廃止するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第6号議案の説明といたします。

○議長(安倍太郎議員) 本案に対する質疑は、2月3日の議案審議の際に行います。

日程第 1 1 第 7 号議案 石巻地方広域水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例 の一部を改正する条例

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第11第7号議案石巻地方広域水道企業団職員の服務 の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

[尾形 渉事務局長登壇]

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第7号議案石巻地方広域水道企業団職員の 服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

表紙番号1、議案書の23ページ、併せまして表紙番号4、議案参考資料の20ページから 21ページ、第7号議案石巻地方広域水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改 正する条例新旧対照表をごらん願います。

本議案は、行政手続における書面、押印、対面を不要とする国の方針の下、職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令が令和3年3月26日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、改正を行うものであります。

具体的には、これまで新たに職員となった者は、石巻地方広域水道企業団職員の服務の 宣誓に関する条例第2条の規定により、任命権者又は任命権者の定める上級の職員の面前 において宣誓書に署名押印してきたところでありますが、本改正により、押印のない宣誓 書の提出に改めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第7号議案の説明といたします。

○議長(安倍太郎議員) 本案に対する質疑は、2月3日の議案審議の際に行います。

日程第12 第8号議案 令和5年度石巻地方広域水道企業団予算

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第12第8号議案令和5年度石巻地方広域水道企業団 予算を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

〔尾形 渉事務局長登壇〕

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第8号議案令和5年度石巻地方広域水道企業団予算について御説明申し上げます。

本予算の編成に当たりましては、先ほど企業長から令和5年度経営方針におきまして企業団の経営状況等を、また、提案理由におきまして概要等の御説明を申し上げましたので、 その詳細となります本予算各条項につきまして御説明申し上げます。

表紙番号2、令和5年度石巻地方広域水道企業団予算書の1ページをごらん願います。 予算第2条は、業務の予定量を定めようとするものであります。

このうち年間の業務量として、給水栓数は7万9,925栓を予定しようとするものであります。

次に、年間総配水量では2,259万9,000立方メートル、1日平均配水量では6万1,915立

方メートルを予定しようとするものであります。

また、主要な建設改良事業につきましては、災害復旧事業に1,590万円を、旧簡易水道統合施設整備事業に5,000万円を、須江山系導水管路耐震化事業に5億4,843万円を、水道施設耐震化事業に2億2,735万2,000円を、改良事業に23億5,976万2,000円をそれぞれ予定しようとするものであります。

次に、第3条収益的収入及び支出につきましては、表紙番号5の第8号議案参考資料の 2ページを併せてごらん願います。表紙番号5の2ページです。

第3条は、当企業団の経営活動に伴い発生すると予想されます全ての収益と、それに対応する全ての費用から成ります収益的収入及び支出の予定額を定めようとするものであります。

初めに、収益的収入でありますが、第1款事業収益は73億4,833万6,000円で、前年度予算額と比較し7億2,699万4,000円、率にして10.98%の収入増として予定しようとするものであります。

この事業収益を構成する内容といたしましては、第1項営業収益におきまして56億8,292万6,000円で、前年度予算額と比較し5億8,295万2,000円、率にして11.43%の収入増として予定しようとするものであります。この営業収益のうち、そのほとんどを占める水道料金は56億4,852万2,000円で、令和5年6月調定分から実施される平均20%の増額改定を反映したことから、前年度予算額と比較し6億2,682万6,000円、率にして12.48%の収入増として予定しようとするものであります。

第2項営業外収益におきましては15億6,630万1,000円で、前年度予算額と比較し7,815万4,000円、率にして5.25%の収入増として予定しようとするものであります。この主な内容といたしましては、簡易水道施設整備負担金等に係る関係市負担金が2億1,160万7,000円で、前年度予算額と比較し1,010万8,000円、率にして5.02%の収入増、建設改良に充てるため交付された補助金等により取得した固定資産に係る減価償却見合い分を収益化する長期前受金戻入は13億4,404万6,000円で、前年度予算額と比較し6,779万6,000円、率にして5.31%の収入増として予定しようとするものであります。

第3項特別利益は9,910万9,000円で、主な内容としましては、災害復旧事業に伴い発生する関係市負担金1,195万4,000円、退職給付引当金戻入益768万5,000円、企業債元金償還金に係る過年度分の長期前受金戻入694万5,000円、活性炭販売業者による独占禁止法違反に係る賠償金7,200万円、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う賠償金52万3,000円を予定しようとするものであります。

次に、参考資料の3ページをごらん願います。

収益的支出でありますが、第1款事業費用は65億3,928万9,000円で、前年度予算額と比

較し2億2,414万8,000円、率にして3.55%の支出増として予定しようとするものであります。

この事業費用のうち、第1項営業費用におきましては62億6,557万7,000円で、前年度予算額と比較し2億2,227万8,000円、率にして3.68%の支出増として予定しようとするものであります。営業費用の主な内容といたしましては、職員給与費等の人件費として8億3,781万円、各施設の電力料としての動力費に4億5,009万1,000円、現有施設、機械器具等の修繕費に2億7,989万5,000円、取水、浄水、配水業務に係る経費、水道料金等徴収業務委託料等の諸経費に14億8,850万8,000円、現有施設等の減価償却費に26億4,025万4,000円、北北上運河水管橋撤去工事等に係る資産減耗費に2億9,745万7,000円をそれぞれ予定しようとするものであります。

第2項営業外費用におきましては2億3,658万2,000円で、前年度予算額と比較し3,973万6,000円、率にして20.19%の支出増として予定しようとするものであります。この内容といたしましては、現有施設の建設や災害復旧費に要した企業債に係る支払利息及び企業債取扱諸費として1億858万2,000円、消費税法に基づき算出される仕入控除不能額としての雑支出に3,900万円、支払消費税として8,900万円を予定しようとするものであります。

第3項特別損失は1,713万円で、この主な内容といたしましては、災害による損失1,691 万2,000円を予定しようとするものであります。

第4項の予備費につきましては、予定外の費用発生に対応するため2,000万円を予定しようとするものであります。

参考資料1ページをごらん願います。

中段の収益的収支差引の金額は8億904万7,000円となっており、その予定額には消費税等相当額を含んでおります。消費税等相当額を控除した損益計算ベースでの当年度純利益は5億8,506万9,000円を予定するところであります。

次に、予算書の1ページをごらん願います。

第4条は、当企業団のサービスの基本であります長期的安定供給体制の確立に向けて、 災害復旧事業を含めた施設の整備、拡充等に係る建設改良費及び現有施設の建設に要した 企業債の元金償還金等から成ります資本的支出と、その建設改良のための源泉としての企 業債、工事負担金、関係市負担金等から成ります資本的収入の予定額を定めようとするも のであります。本文括弧書きでありますが、これは資本的収入額が資本的支出額に対し不 足する額24億7,938万2,000円を、建設改良積立金7億939万4,000円、当年度分損益勘定留 保資金14億8,862万6,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額2億8,136万2,000円で、 その全額を補塡しようとする旨、定めようとするものであります。

次に、参考資料の4ページをごらん願います。

資本的収入について申し上げます。

第1款資本的収入は14億9,974万3,000円で、前年度予算額と比較し5億8,501万5,000円、率にして63.96%の収入増として予定しようとするものであります。その主な内容といたしましては、企業債に須江山系導水管路耐震化事業等を目的とする起債予定額として10億1,660万円、水道加入金に給水装置の新設工事等に係る給水加入金として4,086万円、工事負担金に下水道及び道路改良等に関連した配水管布設替工事等に係る負担金1億3,383万9,000円、関係市負担金に南境地区等における上水道施設建設事業等に要した企業債元金相当額、合併により旧町から引き継いだ簡易水道に係る既往債元金相当額、被災公営企業施設の災害復旧事業等に対する繰出金通達に基づく災害復旧経費及び消火栓設置経費等の関係市負担金として2億8,624万5,000円、補助金に生活基盤施設耐震化工事に係る国庫補助金2,219万8,000円を予定しようとするものであります。

なお、資本的収入の主な増加要因といたしましては、令和5年度より新たに実施します 事業等について、その財源となる企業債の借入額を増加したことによるものであります。 次に、参考資料の5ページをごらん願います。

資本的支出でありますが、第1款資本的支出は39億7,912万5,000円で、前年度予算額と比較し3億7,844万1,000円、率にして8.68%の支出減として予定しようとするものであります。その主な内容といたしましては、建設改良費に32億3,359万8,000円を予定するもので、この内訳は、災害復旧事業として、東日本大震災に関連した水道施設に係る舗装復旧工事に1,590万円、旧簡易水道統合施設整備事業として、市町合併に伴う水道施設に係る舗装復旧工事に5,000万円、須江山系導水管路耐震化事業として、鹿又取水場から須江山浄水場までの導水管の複線化工事に5億4,843万円、水道施設耐震化事業として、施設耐震化対策の補強工事等に2億2,735万2,000円、現有施設の改良及び県、関係市における道路改良、下水道工事に伴う配水管の布設、布設替工事等から成ります改良費に23億5,976万2,000円、新設メーター設置材料費としてのメーター設備費に398万1,000円、公用車及び水質機器等の取得のための固定資産取得費に2,817万3,000円をそれぞれ予定しようとするものであります。

次に、企業債償還金には、現有施設の建設改良等に要した財務省財政融資資金及び地方 公共団体金融機構資金に係る企業債元金償還金として7億2,552万7,000円を予定しようと するものであります。

予備費につきましては、予定外の費用発生に対応するため2,000万円を予定しようとするものであります。

予算書の2ページをごらん願います。

第5条は、継続事業に係る継続費の総額及び年割額を定めようとするものであります。

令和5年度当初予算では、資本的支出で須江山系導水管路耐震化事業を総事業費43億 4,597万2,000円と予定し、令和5年度から令和12年度までの8か年の継続事業として定め ようとするものであります。この須江山系導水管路耐震化事業につきましては、先ほど御 説明しましたとおり、基幹浄水場である須江山浄水場の水源事故のリスクを考慮し、鹿又 取水場から須江山浄水場までの導水管の複線化を目的とする事業であります。

第6条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めようとするものであります。水道料金等徴収業務委託について、その委託期間を令和6年度から令和10年度までの5か年、限度額12億6,500万円に設定しようとするものであり、公募型プロポーザル方式により業者を選定し、準備期間を経て令和6年4月から実施しようとするものであります。

第7条は、企業債の起債の目的、限度額、償還方法等を定めようとするものであります。 旧簡易水道統合施設整備事業を目的とした起債の限度額を1,660万円、須江山系導水管路 耐震化事業を目的とした起債の限度額を4億9,850万円、水道施設耐震化事業を目的とし た起債の限度額を3,630万円、改良事業を目的とした起債の限度額を4億6,520万円とし、 年利3.0%以内での借入れ、40年以内うち据置き5年以内の年賦又は半年賦の元金均等又 は元利均等償還として定めようとするものであります。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、いわゆる予算の流用禁止項目及びその予定額を定めようとするものであります。職員給与費につきましては9億3,028万5,000円に、交際費につきましては20万円にそれぞれ定めようとするものであります。

第9条は、棚卸資産について、その購入限度額を定めようとするものであります。この 内容は、水道工事材料などの貯蔵品材料でありますが、購入限度額を8,480万円と定め、 過大な貯蔵品を抱え込まないよう自制しようとするものであります。

以上が令和5年度予算の内容であります。

予算書3ページ以降に記載しております実施計画、資金の増減を示す予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書及び財務諸表等につきましては、説明を省略させていただきます。

本予算につきましては、東日本大震災に伴う復旧復興関連事業及び旧簡易水道統合施設整備事業並びに既存施設の更新に係る改良事業に重点を置くほか、新たに災害に強い水道施設の構築を図るため、須江山系導水管路耐震化事業及び水道施設耐震化事業を加え、長期的な安定供給体制の確立と将来の経営基盤の再構築を基本に編成したところであります。

水需要動向につきましては、給水人口の減少や新型コロナウイルス感染症の影響による地域経済の低迷により、大変厳しい経営環境が今後も続くものと予想されます。

今後の財政運営に当たりましては、より一層の効率的執行を基本に、慎重に対応してまいる所存でありますので、議員の皆様方のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第8号議案の説明といたします。

○議長(安倍太郎議員) 本案に対する質疑は、2月3日の議案審議の際に行います。

日程第13 第9号議案 令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算(第3号) 〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第13第9号議案令和4年度石巻地方広域水道企業団 補正予算(第3号)を議題といたします。

本案について当局から説明を求めます。

事務局長。

[尾形 渉事務局長登壇]

○尾形 渉事務局長 ただいま上程されました第9号議案令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

表紙番号3、令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算(第3号)の1ページ、併せて表紙番号6、第9号議案参考資料の1ページ及び表紙番号7、議案概要の6ページをごらん願います。表紙番号3、6、7でございます。

今回の補正の主な理由につきましては、第1点目として、近年、節水器具の普及及び給水人口の減少に加え、夏季の長雨における天候不順等により、家庭用有収水量が例年と比較し大幅に減少したため、給水収益の補正を実施する必要が生じたものであります。

第2点目として、今年度の人事院勧告により、国家公務員給与の改定に関しての勧告がなされ、その内容は、民間の支給割合との均衡を図るため、初任給及び若年層職員の月例給の引上げ並びにボーナスを年間支給月で0.10月分引上げ、勤勉手当の支給月数に反映することを主な内容としております。当企業団におきましても、人事院勧告をベースに、当該勧告に基づく石巻地方広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部改正によりこれらを定めたことから、今回の制度改正と人事異動等に伴う給与関係費について補正する必要が生じたものであります。

第3点目として、東日本大震災に伴う災害復旧事業において、関係機関との調整等に伴い、その財源額、国庫補助金を変更する必要が生じたものであります。

4点目としまして、旧簡易水道統合施設整備事業において、地元住民との用地交渉の調整等に伴い、本年度事業費及び年割額を変更する必要が生じたものであります。

第5点目として、改良事業において、関係機関との各工事工程の調整等に伴い、本年度

事業費及びその財源額を変更する必要が生じたものであります。

第6点目として、改良事業において発生した廃止管等の資産を除却する資産減耗費及び その財源となる長期前受金戻入について補正する必要が生じたものであります。

第7点目として、今回の補正に伴い、消費税再計算の結果、消費税関連費用に所要額が 生じたことから、併せて関連する科目について補正しようとするものであります。

それでは、補正の内容につきまして御説明申し上げます。

第2条は、予算第2条で定めております業務の予定量中、(4)主要な建設改良事業のうち、旧簡易水道統合施設整備事業で8,000万円を減額補正し、その予定額を5億8,454万2,000円に、改良事業で1億1,313万8,000円を減額補正し、その予定額を24億8,815万3,000円にしようとするものであります。

第3条は、予算第3条で定めております収益的収入及び支出の予定額を補正しようとするものであります。

収益的収入におきましては、先ほど申し上げました理由により、第1款事業収益の第1項営業収益で、給水収益9,300万円、県、市等移設工事負担金5,381万9,000円を合わせました1億4,681万9,000円を減額補正し、その予定額を49億5,315万5,000円に、第2項営業外収益で、廃止管等の除却に伴う長期前受金戻入1億2,891万8,000円を増額補正し、その予定額を16億1,706万5,000円に、第3項特別利益で、災害復旧に係る採用職員の人件費等に係る関係市負担金33万円を増額補正し、人事院勧告に基づく制度改正等に伴う退職給付引当金戻入益168万5,000円を減額補正し、その予定額を3,186万6,000円にし、事業収益の予定額を66億208万6,000円にしようとするものであります。

次に、収益的支出におきましては、先ほど申し上げました理由により、第1款事業費用の第1項営業費用で、損益勘定支弁職員112名の制度改正と人事異動等に伴う給与関係費等の不用額、廃止管除却に伴う固定資産除却費の所要額を合わせた1億7,444万2,000円を増額補正し、その予定額を63億1,574万9,000円に、第2項営業外費用で、消費税に係る特定収入分仕入控除不能額1億600万円を増額補正し、その予定額を3億284万6,000円に、第3項特別損失で、災害による損失の修繕費2,639万円を減額補正し、その予定額を4,583万2,000円にし、事業費用の予定額を66億8,442万7,000円にしようとするものであります。

第4条は、補正に伴い、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額35億1,610万9,000円につきましては、減債積立金3億9,890万6,000円、建設改良積立金8億6,430万7,000円、過年度分損益勘定留保資金4億4,378万5,000円、当年度分損益勘定留保資金11億9,121万6,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額6億1,785万5,000円で、その全額を補塡する旨、予算第4条本文括弧書きを改め、資本的収入及び支出の予定額を補正しようとするものであります。

資本的収入におきましては、第1款資本的収入の第3項工事負担金で、改良事業の変更に伴い1億4,280万9,000円を減額補正し、その予定額を7,073万1,000円に、第4項関係市負担金で、改良事業に関連する負担金380万円を減額補正し、その予定額を2億8,659万8,000円に、第5項補助金で、災害復旧事業に関連する国庫補助金1億1,980万円を減額補正し、その予定額を2,225万円にし、資本的収入の予定額を6億4,831万9,000円にしようとするものであります。

次に、資本的支出におきましては、第1款資本的支出の第1項建設改良費で、旧簡易水道統合施設整備事業の変更に伴う不用額と、改良事業の変更に伴う不用額を合わせた1億9,313万8,000円を減額補正し、その予定額を34億4,417万円にし、資本的支出の予定額を41億6,442万8,000円にしようとするものであります。

第5条は、令和3年度石巻地方広域水道企業団予算第5条で定めた旧簡易水道統合施設整備事業の継続費について、先ほど申し上げました理由により、用地交渉の調整により事業の進捗に影響が生じたこと、また、事業費全体の見直しにより、総額で3,000万円減額の13億874万3,000円とし、令和4年度の年割額を8,000万円減額の5億8,454万2,000円に改め、さらに令和5年度の年割額として5,000万円を設定しようとするものであります。

第6条は、予算第6条で定めております議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費の額について、今回の制度改正と人事異動等に伴う給与等の不用額1,989万6,000円を減額補正し、その予定額を9億2,551万6,000円にしようとするものであります。

以上が今回の補正予算(第3号)の内容であります。

なお、3ページ以降に実施計画等、その詳細を記載しておりますので御参照いただきたく、その説明は省略させていただきます。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げ、第9号議案の説明といたします。

○議長(安倍太郎議員) 本案に対する質疑は、2月3日の議案審議の際に行います。

日程第14 議会案第1号 石巻地方広域水道企業団議会個人情報保護条例

日程第 1 5 議会案第 2 号 石巻地方広域水道企業団議会個人情報保護条例施行規 則を廃止する規則

日程第 1 6 議会案第 3 号 石巻地方広域水道企業団議会会議規則の読点の表記を 改める規則

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第14、15、16議案を議題といたします。

議会案第1号石巻地方広域水道企業団議会個人情報保護条例、議会案第2号石巻地方広

域水道企業団議会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則及び議会案第3号石巻地方広域水道企業団議会会議規則の読点の表記を改める規則の3件が提案されており、その内容は配布してありますとおりでございますので、石巻地方広域水道企業団議会会議規則第36条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

本案に対する質疑、採決は、2月3日の議案審議の際、行います。

散 会

○議長(安倍太郎議員) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。2月2日は休会とし、2月3日午後1時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時18分散会

石巻地方広域水道企業団議会議長 安 倍 太 郎

署 名 議 員 阿 部 久 一

署名議員 櫻田誠子

令和5年2月3日

令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会会議録 (第2号)

令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会会議録(第2号)

議事日程第2号

令和5年2月3日(金曜日)午後1時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 第1号議案 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第3 第2号議案 石巻地方広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第4 第3号議案 石巻地方広域水道企業団情報公開·個人情報保護審査会条例
- 第5 第4号議案 石巻地方広域水道企業団条例の読点の表記を改める条例
- 第6 第5号議案 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正す る条例
- 第7 第6号議案 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第8 第7号議案 石巻地方広域水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改 正する条例
- 第9 第8号議案 令和5年度石巻地方広域水道企業団予算
- 第10 第9号議案 令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算(第3号)
- 第11 議会案第1号 石巻地方広域水道企業団議会個人情報保護条例
- 第12 議会案第2号 石巻地方広域水道企業団議会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則
- 第13 議会案第3号 石巻地方広域水道企業団議会会議規則の読点の表記を改める規則 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(15名)

1番	齋	藤	澄	子	議員	2	2番	2	ì		祐	輔	議員
3番	勝	又	和	宣	議員	4	! 番	卓	1	Ш	俊	弘	議員
5番	星		雅	俊	議員	6	番	劧	È	妻	久身	急子	議員
7番	楯	石	光	弘	議員	8	番	β p	Ţ	部	久		議員
9番	櫻	田	誠	子	議員	1 0)番	後	Ź	藤	兼	位	議員
1番	五里	予井	敏	夫	議員	1 2	2番	長	を名	111		博	議員

13番 安倍 太郎 議員 14番 大橋 博之 議員

15番 小野幸男議員

欠席議員(なし)

欠員 (なし)

説明のため出席した者

齌	藤	正	美	企 業 長	尾形	渉	事 務 局 長
佐	藤	義	浩	理 事 兼 事務局次長兼 経営企画課長	木村	剛	技 術 次 長
髙	橋	壯	之	参 事 兼 総 務 課 長	佐久間 賢	悦	技 術 参 事 兼 給 水 課 長
本	木	雅	治	建設課長	吉田秀	彦	技術参事兼施設管理課長
大	澤	照	樹	技術参事兼 浄水課長	落合	徹	技術副参事兼 北部地区管理 事務所長
末	永	光	浩	工事検査監	相 澤 英	彦	経営企画課長補 佐
吉	田	克	也	経 営 企 画 課 主 幹 兼 財 務 係 長			

事務局職員出席者

小 山 敏 夫 議会事務局長
 東 條 一 則
 議会事務局長
 華 幹 兼 議 事 係 長

午後1時30分開議

○議長(安倍太郎議員) ただいまから本日の会議を開きます。

欠席通告議員はございません。

本日の議事は、日程第2号をもって進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(安倍太郎議員) 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番、後藤兼位議員、11番、五野井敏夫議員、以上2名の議員を指名いたします。

日程第2 第1号議案 宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更について

○議長(安倍太郎議員) 次に、日程第2第1号議案宮城県市町村職員退職手当組合規約 の変更についてを議題といたします。

本案については、先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論はなしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 第2号議案 石巻地方広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行 条例

○議長(安倍太郎議員) 次に、日程第3第2号議案石巻地方広域水道企業団個人情報の保護に関する法律施行条例を議題といたします。

本案についても先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 第3号議案 石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条 例

○議長(安倍太郎議員) 次に、日程第4第3号議案石巻地方広域水道企業団情報公開・個人情報保護審査会条例を議題といたします。

本案についても先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 第4号議案 石巻地方広域水道企業団条例の読点の表記を改める条例 〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第5第4号議案石巻地方広域水道企業団条例の読点 の表記を改める条例を議題といたします。

本案についても先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 第5号議案 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部 を改正する条例

○議長(安倍太郎議員) 次に、日程第6第5号議案石巻地方広域水道企業団職員の定年 等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についても先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 第6号議案 石巻地方広域水道企業団職員の定年等に関する条例の一部 を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第7第6号議案石巻地方広域水道企業団職員の定年 等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題と いたします。

本案についても先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安倍太郎議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 第7号議案 石巻地方広域水道企業団職員の服務の宣誓に関する条例の 一部を改正する条例

○議長(安倍太郎議員) 次に、日程第8第7号議案石巻地方広域水道企業団職員の服務 の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案についても先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 第8号議案 令和5年度石巻地方広域水道企業団予算

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第9第8号議案令和5年度石巻地方広域水道企業団 予算を議題といたします。

本案についても先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

10番、後藤議員。

- ○10番(後藤兼位議員) 新年度の予算で、貸借対照表を見ますと流動資産の中で現金 預金が72億4,472万9,000円とあるんですね。これ、今金利が大変低いときなんですけども、 この流動資産、現金預金だけで口座管理しているのか。これは運用を、低いけれども国債 なり云々で、やはり幾らかでも収益を上げていくというような考えが私はあるべきだと思 うんですが、現状と今後の対策といいますか、それについて御説明をいただきたいと思い ます。
- 〇議長(安倍太郎議員) 事務局次長。
- **〇佐藤義浩理事兼事務局次長兼経営企画課長** 資産運用ということでお答えしたいと思います。

まず、資産運用につきましては、基準というものを設けまして、資金の安全管理また有利な運用ということにこれまで努めてきたところではあります。ただ、今国内外におきまして、やはりまだ低金利、又はゼロ金利というものがございますので、企業団としては、主に大口の定期預金、そういったもので運用してきております。できるだけ、リスクは小さいものということで運用しているというところが現状でございます。

また、どうしても工事費の支払いとか、時期的には固まって多く出す時期がありますので、なかなか長期に運用するというのが難しい現状もありますので、一応その辺も見ながら、可能な限り有利な運用というものは今後もしていきたいというふうに考えております。 以上でございます。

- 〇議長(安倍太郎議員) 10番、後藤議員。
- ○10番(後藤兼位議員) 今後、日本の中でも公定歩合あるいは金利の問題、大きく喫緊に変動してくると思うんですよ、今の情勢からすると。やはり今、大口の定期預金とか、それはそれにしても、あと、長期といっても3年、5年とか、そこら辺の国債で運用するという一つの考えもやっぱり検討すべきだと思います。現金預金だけで72億という、この

金額をここに置いているというのはちょっと、収益性、そして料金を上げましたよね。水 道料金を上げているわけですから、そういう部分でも収益性あるいは利益をきちっと確保 していくという一つのポリシーがないと私は駄目だと思いますので、指摘しておきたいと 思います。

それから、この会計、今料金を上げて、今後財政収支の見込みについては安定化がなると思いますけれども、忘れてならないのは蛇田の浄水場の跡地利用なんですよね。これは特別償却しているんですけれども、やはりこの負のままで遺産とすることなく、これを活性化する。私もいろいろ使用というか使えないかなと、民間の人たちに見学させてもらうケースはあるんですけれども、なかなか今の状況からすれば、このまま利用するというのはちょっと難しいというパターンあります。

ただ、我々も努力しなければいけないと思うんですが、やっぱり当局としても、この大きな資産ですよね。なかなかすぐ活用するというのも大変なんですけれども、これを活性化して更地にするというのも、16億かかるというような試算も前回出ました、前にね。その16億についても、厚生労働省も何も補助金も出ないし、これをどうするかという大きなテーマがあると思うんです。

ですから、会計上、帳簿上は一つ償却しているんですけれども、ただ、この隠れた資産をきちっと運用する、あるいは売却する、この視点を私は忘れては駄目だと思うんです。 これについて、当局のさらなる努力が私は必要だと思うんですが、見解を伺っておきたいと思います。

- 〇議長(安倍太郎議員) 事務局長。
- **○尾形 渉事務局長** ただいま蛇田浄水場の跡地利用といった御質問でございます。これにつきましては以前より、先に御質問いただいているところです。現在の状況について御報告申し上げます。

以前にもお話したとおり、まずは石巻市のほうに売却する第一優先というか、そういったことで、石巻市との協議を行ってきたところです。おおむね石巻市のほうではほかの土地もございますので、ほぼ必要ないかなといった御回答はいただいているんですけれども、継続してはおります。

そして、その後、ただいま議員のほうからもお話ございましたように、この場所を見せてくれ、あるいは使えるかどうかといったことで、御紹介いただきながら視察していただいたところもございました。その後の、使えるかどうか、特に議員おっしゃったとおり、今現状のまま使おうとすると、どうしても「帯に短したすきに長し」ということで、なかなか現状のままというのは難しいようでございます。新たにお金を出すかどうかというところも、それぞれの民間企業の方々のお話かと思います。

これにつきまして、今後もそういった施設を見ていただいて、それが不要であるといったことがあれば、また新たな施策、売却、あるいはこれを壊して何かの土地利用をするといったところも考えていきたいと思います。ちょっと時間がかかっていますけれども、そういった方策でいます。

なお、来年度の予算につきましては、この蛇田浄水場の敷地内におきまして、国の青道の部分がございます。水道敷きの部分が2本入っております。これまでは浄水場を使っていたものですから、無償で貸付けをいただいていました。今現在、蛇田浄水場は稼働していませんので、今後は有償の貸付けになりますよといったことがございました。ですので、それへの対応をするために、令和5年度についてはその土地を購入することで予算を組んでおりますので、よろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(安倍太郎議員) 10番、後藤議員。
- **〇10番(後藤兼位議員)** 借りているものが、今度は買わなくてはいけないというような、全然使わないで、これはやっぱりマイナスなんですよね。当局が考えなくてはいけないのは、やっぱり水道料金を今、公共料金いっぱい、電気料の問題もありますけれども、値上げの問題が多くあるわけですよ。そういう中で、財政収支については水道料金が値上げしたことによってある程度安定化していくという部分があるにしても、やはり負のそういう財産というか、あるいはいわゆる塩漬けの土地ですね、各部署にいろいろあると思うんですよ。それもやっぱり整備して、あるいは売る、売却するという部分を積極的に進めていくということも必要だと思うんですよね。

ただ、私もなかなかいろいろなケース、水道関係あるんですけれども、やっぱり施設を売却しても、管とかそういうのを一回撤去して、買った人が撤去したらいい。そういうようにしなくてはいけないとなると、なかなか売れないケースも確かに一方にはあります。ただ当局側としてはそういう負の財産といいますか活性化するために、財務内容をもっとよくするために、さらなる努力が私は必要だと思います。水道料金値上げで、財政収支はある程度安定化するというだけで落ち着くことなく、さらなる改善、改革を私は必要があると思うので、改めて当局の見解を伺っておきたいと思います。

- 〇議長(安倍太郎議員) 事務局長。
- **○尾形 渉事務局長** それでは、ただいま改めてというお話でございます。

先ほど申しましたように、この土地にはこれまでは借りていたものを今度は買わなくてはいけないといったことになりました。この土地の再利用計画、その辺を必ず売らなくてはいけないのかというと、そうでもないと思います。例えば防災用地として利用する、あるいは太陽光とか、そういった活用もございます。そういったことも併せて、売却も併せ

て、今後早急に活用計画を検討したいと思うところでございます。

以上でございます。

○議長(安倍太郎議員) ほかにありませんか。

11番、五野井議員。

〇11番(五野井敏夫議員) 3点ほどお尋ねいたします。

一つは、職員の新型コロナウイルス感染に対して特別なシフトを敷いて交替制でやるというふうな御説明ございましたが、それを継続すると。まず、その内容についてお尋ねします。

それと、あと令和5年度の予算の中で、債務負担行為で令和6年度から令和10年度までの水道料金等の徴収業務の委託料、これ5年分計上しておりますが、12億6,500万、1年換算にしますと2億5,300万でございますけれども、令和5年の予算の予定では2億2,963万6,000円となっています。ここには。ですから、差額で2,336万4,000円ほど令和6年から増えるような形になっていますけれども、この辺の差額、どのような形でこうなるのか。それともう一つ、新しく設備する内容の中で、機械装置なんですけれども、純水製造装置等とありますけれども、342万3,000円。これの内容はどういうものなのか、それをお尋ねしたい。

以上、3点です。

- 〇議長(安倍太郎議員) 浄水課長。
- ○大澤照樹技術参事兼浄水課長 まず、1点目と3点目につきまして回答させていただきます。

1点目の新型コロナウイルス対策に係る交替制勤務なんですけれども、通常、交替制勤務13人でシフトを組んでおります。それで、13人ですと全員が接触する可能性が出てくる、そのサイクルにおいて。今回それを防ぐために、13人を3つのグループ、4人ずつのグループ12人に分けて、もう一人を別なシフト、常日勤といいますか、そういうシフトにして、各3つの班が接触しないようにシフトを組んでおります。それによって、最高でも4人まで濃厚接触者が発生するというふうに落ち着かせております。それを継続していく内容となっております。現在まで、浄水処理に支障を来すような発症や濃厚接触は起きておりません。まず、1点目の回答でございます。

あと、もう1点目の純水製造装置でございますが、水質検査係、浄水課におります6名の体制で今、水質検査を実施しておりまして、水道法にのっとった検査を実施しております。純水なんですけれども、水道水、飲める水でございますので、限りなく透明に近く、不純物が入っていないということで、それよりも純水でございますので、ピュアな水、ゼロ水、基本となるゼロ水を精製する装置でございます。ゼロがないとどれぐらいの水質基

準に載っている項目が入っているのか分からないということになりますので、限りなくゼロに、51項目水質基準ありますが、その項目ごとに全部測るわけでございますが、それが全てゼロに近い状態の水をつくる装置でございます。

以上でございます。

- 〇議長(安倍太郎議員) 事務局次長。
- **〇佐藤義浩理事兼事務局次長兼経営企画課長** では、私から、水道料金等の包括業務委託 の件について御回答申し上げます。

現在包括業務委託を実施しておりまして、これは令和元年度から令和5年度、来年度までということで、5年間で実施しております。今回債務負担行為として載せておりますのは、その次の次期業務委託の債務負担行為ということで、令和6年度からの5年間ということですので、今回の令和5年度とはまた別の話ということになりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議長(安倍太郎議員) 11番、五野井議員。
- ○11番(五野井敏夫議員) 最初の特別シフトについては了解しました。

それと、あと純水の水、これについても了解しましたけれども、ただ、今の水道料金徴収業務の委託について、私は令和5年の予算で2億2,963万6,000円、この予算書に計上してあるんですけれども、債務負担行為が発生する令和6年から令和10年までの分がいわゆる上がるんじゃないかということで、確認のためにさっき質問したわけでございます。上がるのか、上がらないのか。上がるとすれば何でこうなるのか。その辺も聞きたいというふうなことで言ったんですが、いかがですか。さっきのは答弁になっていません。

- 〇議長(安倍太郎議員) 事務局次長。
- ○佐藤義浩理事兼事務局次長兼経営企画課長 大変申し訳ございませんでした。

今回お示ししました債務負担行為、これは確かに値上がりしております。主な要因としましては、やはり5年前と比べますと人件費、あと物価高騰等もございますので、その分で上がっていると。委託する内容については変わらないということで、今回検討した結果でございます。

以上でございます。

- 〇議長(安倍太郎議員) 11番、五野井議員。
- **〇11番(五野井敏夫議員)** そうしますと、この委託業務に関してはあくまでも人件費のスライドによってこれだけの金額が上がってくるというふうな見解だと。私から言いますと、反対に、水道料金、供給量が減ってきているんだということで再三説明文書いてありますよね。供給量が減ってきているということは、メーター数も減るんじゃないかとい

うふうに思うんですよ。そうなったときに、人件費の値上げだけじゃなくて、もうちょっとインパクトのある御説明はないのかなというふうに思ったんですけれども。

- 〇議長(安倍太郎議員) 事務局次長。
- ○佐藤義浩理事兼事務局次長兼経営企画課長 議員御指摘のとおり、給水量は確かに減っておりますが、給水栓は増えているという状況で今ございます。ですので、検針する箇所というものが逆に増えているということで、その原因としましては、核家族が増えているとか、そういったことなんだろうというふうに思っていますけれども、そういった意味では極端に給水量が落ちているので、委託料が下がるというふうにはならないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(安倍太郎議員) ほかにありませんか。
 9番、櫻田議員。
- ○9番(櫻田誠子議員) 企業長の経営方針の中で、今回の支払猶予について述べられている場所があります。水道料金の支払いが困難な方に対して支払猶予措置を実施しておりますとありましたけれども、物価高騰も、今大変な状況でございますし、また令和5年度から水道料金の値上げ等も実施されることから、特にまたこの支払いが困難になるような方が増えるのではないのかなと懸念しておりますが、この現状について伺いたい思います。

また、今五野井議員からも御質問ございました水道料金等の徴収業務委託につきまして 伺います。例えば支払いが困難な方々に対応されるのが、水道料金等の徴収業務を請け負 った企業だと思うんですけれども、今人件費の高騰ということがございました。その中で、 例えば検針をされる方のその人件費もなのかなというふうにも考えられるわけですが、今 検針をされている方の人数の推移等について伺いたいと思います。

- 〇議長(安倍太郎議員) 事務局長。
- **〇尾形 渉事務局長** ただいま櫻田議員のほうから御質問ございました。

まずは、料金も値上げすることになりまして、それによって今度また支払いの困難な 方々も増えてくるんじゃないかといったお言葉でございます。まずはこの新型コロナウイ ルス感染症が令和2年の3月ぐらいから流行し始めまして、それによって国、厚労省から 支払猶予についての通知がございました。内容といたしましては、単純に、機械的に、お 金を払わないから水道を止めるんじゃなくて、命の水でございますので、そういったとこ ろに寄り添って活動してくださいよといったことでございます。

内容といたしましては、新型コロナの話をさせていただきますけれども、新型コロナに よってお金の支払いができないときにはそれに寄り添って、猶予、すぐに止めないでお金 を後回しというか、後ほどもらうような形態を取って、すぐに止めないでくださいという ことです。これに伴いまして、当企業団におきましても、令和2年3月から御相談を受け付けております。そして令和2年4月から、その支払猶予については実施しております。

件数を御紹介いたしますと、まずは令和4年の12月、先々月になります、その数字ですけれども、相談件数は7件ございました。そして、実際支払猶予を実施した件数はゼロ件でございます。累計といたしましては、令和2年の3月からの御相談は329件ございました。そのうち、令和2年4月からですけれども、支払猶予を実施申込みなさったお客様は98件ございました。今現在は98件の方々はもう全て猶予を終えて、新たに継続という方は今現在いらっしゃいません。

そして、このコロナ以前から支払いについて御相談された、そして月々払いますので、 月賦というか計画を立てた分納方式、そういったことを実施はしてきたところですけれど も、それについては、今現在まだ継続してやっている方は6名いらっしゃるといった状況 でございます。

それから、先ほどありました今度検針の件でございます。2つ目の検針の件です。これにつきましては、ただいま石巻水道サービスのほうに水道料金について委託しているわけですけれども、そちらのほうの検針員については現在68名在籍しているといった情報をいただいております。

人件費の推移ということですが、ちょっとこれにつきましては委託先でございますので、毎月の金額については承知しておりません。ただ、近々の月当たりの人件費、トータルになりますけれども587万円ほどを支払っているといった情報をいただいております。

以上でございます。

- 〇議長(安倍太郎議員) 9番、櫻田議員。
- **〇9番(櫻田誠子議員)** ありがとうございます。ぜひこれからもそういう支払いが困難な方がありましたときには、先ほどの委託事業所、5年度なので今年度は今現在のところが請け負っていただいてやられるんだと思いますが、丁寧な御対応をしていただければと思います。

また、検針員68人ということでございましたけれども、今一人1件1件歩いて検針していただいています。県内でも今名取市でスマートメーターを導入しているところも出てまいりました。このスマートメーター、いろいろとメリット、デメリットもあるのかもしれませんけれども、水道使用量の変化を常時つかめるために、取り入れることで漏水の早期発見だとか水道の利用状況を利用した安否確認等で高齢者の見守りに活用できるなど利点もあるということで、名取市でも始めるようでございます。また、東北圏内でも、各自治体でも取り組むところが増えてまいりましたけれども、このスマートメーターにつきましてのお考えをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(安倍太郎議員) 事務局長。
- **○尾形 渉事務局長** ただいま議員のほうからの御質問で、つい最近流行ってきています スマートメーターについて御回答申し上げます。

スマートメーターと申しますと、これまでは普通に人が検針で1件1件、数値を見ていく、それを調定していくというのが常でございました。このスマートメーターにつきましては、メーターに線をつないで、通信によって幾ら水量を使っているか、あるいはその日の使い方、例えば朝使いましたよ、それでずっと使わないで夜も使わないよといった異常な場合も感知します。そういった通信を使ったメーターでございます。

議員おっしゃるとおり、今度、検針員はもちろん不要といったことになる状況です。これにつきまして、名取市で12月の新聞報道によりますと、採用しますといったことが報じられております。当企業団において、そのスマートメーターの採用については、採用すれば、もちろん半島だったり離島だったり、そういったところには有効ではございますが、単価的にまだまだ高いものとなっております。調査の結果、大体今のメーターの5、6倍、あるいはもっとするものでございます。これが全国的にもっと採用されて汎用品となれば、多分値段は下がるものと思われますが、今現在では先ほど言ったように5、6倍、あるいはもっとといったことになっております。

それに加えまして、それを集約するシステムにつきましても、東北電力がやっているとか、あるいはほかのメーカーが今作っているよとか、そういったこともございます。これにつきましては、まだまだ値段がどんなものかもはっきりしないところです。ですので、これにつきましても、大きい都市、小さい都市、それによっても金額がばらばらなものになると思います。現在では横浜市や東京都、それを若干試験的に採用しようかとか、そういったことが行われております。ですので、当企業団としましても、その採用につきましては、まだまだ単価的に難しいものと思われます。

また、議員おっしゃったとおり、見守り機能といったことがあるかと思います。独り暮らしの方がずっと水を使わないよといえば、大丈夫なのかなといった、そういった心配も確認できることがあるかと思いますけれども、これにつきましては、もし採用するとすれば行政との連携、そういったことが必要になるかと思いますので、まだまだ先になるかと思いますが、そういったときには、また協力した体制をしなきゃいけないかなとは思うところでございます。

以上です。

- 〇議長(安倍太郎議員) 9番、櫻田議員。
- ○9番(櫻田誠子議員) 6年度から10年度までの債務負担行為が、業務委託があるわけなので、例えば次の期間がまた訪れるわけです、6年後ですか。その間に、今御紹介あっ

た名取市でも、1回に全部ではないんですね。今局長もおっしゃったように離半島部、特 にありますので、そういったところの実証実験だとか、あとはまた郡山でもそのように実 証実験とかも取り組まれているところもございますので、このスマートメーターに換える ことで、各家庭がネットで使用量や料金を確認できる見える化が進むということもござい ましたし、今各自治体でも進めるデジタル化の促進をやっぱり進めていくには、これも一 つの方法ではないのかなと思いますので、ぜひこの次の委託期間の次の展開として、スマ ートメーターの御検討もしていただければと思いますが、企業長に伺いたいと思います。

- 〇議長(安倍太郎議員) 企業長。
- ○齋藤正美企業長 櫻田議員おっしゃるとおり、後々のこととか次の年度、これからの利 用状況というか、やはり今投資して、その後に少しでも逆に負担の軽減になるという、そ れがきちっとするんであればしっかりと取り組まなくちゃいけないけれども、今言ったの は、汎用性が出てきたならば大分導入しやすくなるので、その辺の推移をしっかり見守り ながら今後検討していきたいと、そのように思っております。

名取の場合は、これは大口契約の事業者に先行導入して、その後に団地で年1,000件ず つ設置するということでございますけれども、そういうふうにまとまったところはそれな りにやれるんでしょうけれども、ただ初期投資があまりにも今かかり過ぎるという、局長 からも話ししたとおりでございますから、もう少し推移を見守りながら、やらないんじゃ ないんです。やれるところまで来たら、そのとき導入しようと、そういうことを研究しな がら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長(安倍太郎議員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) なければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

-45-

日程第10 第9号議案 令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算(第3号)

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第10第9号議案令和4年度石巻地方広域水道企業団補正予算(第3号)を議題といたします。

本案についても先に説明を受けておりますので、直ちに質疑に入ります。 質疑はありませんか。

10番、後藤議員。

〇10番(後藤兼位議員) この補正ですね、旧簡易水道統合施設整備あるいは改良事業の減額補正が計上されました。復興が落ち着いて、今後工事量もかなり減ってくると予想されます。前に資料でいただきました建設工事の入札状況調書、これを見ましても、やはり今後、企業団として入札制度の改革が私は必要ではないのかなと。

前にもお話しておりますけれども、手持ち工事、やはり3本とか持っているところは回避するとか、あるいは同時に入札になれば取り抜けとか、いろんな形の工夫が必要だと思うんですよ。それでないと、事業所関係が倒産したり云々というの、今後発生してくると思います。阪神・淡路大震災のときも、神戸市に行くと、やはり10年ぐらい住んで、それ以降、工事事業者の倒産件数が多いというような状況も私聞いてきました。

ですから、今後石巻市のやっぱり社会情勢も含めると、東日本大震災を経験したときも、 事業者の方々がすぐ駆けつけて水道の復旧工事、いろいろやっていただきました。それは、 会社がいろんな大なり小なりいっぱいあったから、お手伝いいただいたと思うんです。

それから見れば、今後やはり事業者を倒産させることなく、雇用もきちっと、社会的に確保して、安定的にこの地域で事業をしていただくという考えからすれば、やはり手持ち工事とか、あるいは件数とか制限とか、それも含めて、私は新年度から入札制度の改革を断行すべきと思いますが、これについて当局の見解を伺っておきたいと思います。

〇議長(安倍太郎議員) 企業長。

○齋藤正美企業長 後藤議員おっしゃるとおり、東日本大震災発災以降、この地元の業者 さん方、自分を顧みず一生懸命努力していただいたおかげで、今日の復興、ここまで来た と思っております。あと一歩というよりも、水道のほうは本当におかげさまで何とか成し 得たと私は思っているこの頃でございます。

そこで、おっしゃるように、今までの工事件数とこれからが大分違います。しかし、私は、地元の企業には永続的に、これからも永久的に残ってもらわないと、いざというときに力になってもらえない。そのために、おっしゃるとおり、やはり本数制限というか工事の件数の制限等を震災前のような形でしっかりと決めていく、本数制限をしていく、そのことが大事かなと思っております。もちろん審査会にかけての決定でございますが、今の意を体して、そして1社でも多く仕事が行き渡るような努力を今後努めていきたいと、そ

のように思っております。

以上であります。

- 〇議長(安倍太郎議員) 10番、後藤議員。
- **〇10番(後藤兼位議員)** 改革をするという方向性を企業長のほうからお話ありました。これは今後、地域経済にとっても、石巻市、東松島市にとっても、業者の育成といいますか、そこで雇用といろいろ確保してもらうと、これは重要で、大きなことですので、断行していただきたいと思います。

また、さっき業務委託のお話もありました。やはりプロポーザルでやるにしても、大手企業だけでなく、そこに地元の企業が参加できるような、ジョイントみたいな形で協力しながら、そういう形もやっぱり今後考えていっていただければと思います。やはり高度な技術とか、いろんな工事の大きなものという部分は大手に頼らざるを得ない部分あっても、これはJVとか、そういう発注の仕方とか。そして、あと地元優先という形を今後とも私は進めていただければと思います。

企業長からいろいろ、今水道企業団として改革するという方向性を示していただきましたので、今後ともそういう方向性で、事務当局も早急に対応していただくことを指摘し、 私の質問を終わります。

○議長(安倍太郎議員) ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安倍太郎議員) なければ、これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議会案第1号 石巻地方広域水道企業団議会個人情報保護条例

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第11議会案第1号石巻地方広域水道企業団議会個人情報保護条例を議題といたします。

本案については、石巻地方広域水道企業団議会会議規則第36条第3項の規定により、議

案の説明を省略することを了承されておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認めます。直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議会案第2号 石巻地方広域水道企業団議会個人情報保護条例施行規 則を廃止する規則

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第12議会案第2号石巻地方広域水道企業団議会個人情報保護条例施行規則を廃止する規則を議題といたします。

本案については、石巻地方広域水道企業団議会会議規則第36条第3項の規定により、議 案の説明は省略することを了承されておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議会案第3号 石巻地方広域水道企業団議会会議規則の読点の表記を 改める規則

〇議長(安倍太郎議員) 次に、日程第13議会案第3号石巻地方広域水道企業団議会会議 規則の読点の表記を改める規則を議題といたします。

本案については、石巻地方広域水道企業団議会会議規則第36条第3項の規定により、議 案の説明は省略することを了承されておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安倍太郎議員) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安倍太郎議員) 討論なしと認め、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(安倍太郎議員) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会

○議長(安倍太郎議員) 以上で、今期議会に付議された事件は全て議了いたしました。 これをもちまして、令和5年石巻地方広域水道企業団議会第1回定例会を閉会いたします。

午後2時22分閉会

石巻地方広域水道企業団議会議長 安 倍 太 郎

署 名 議 員

後 藤 兼 位

署 名 議 員

五野井 敏 夫